



赤磐市報道提供資料

令和7年12月8日

固定資産税の課税誤りについて

令和7年度の固定資産税について、一部の土地において評価額及び課税額が過大になっていることが判明しましたのでお知らせします。

関係者の皆様に深くお詫び申し上げるとともに、本件事案を厳粛に受け止め、今後このような事案が生じることのないよう、努めてまいります。

記

1 概要

令和6年12月に都市計画変更により市街化区域に編入された農地について、「市街化田」として評価を行っていましたが、令和7年11月に一部の農地が都市計画法に規定する「都市公園区域」に指定されていることが判明し、評価額及び課税額に誤りがあったものです。

対象納税義務者数は23人、還付額は総額で約1万数千円です。

2 原因

部署間の連携不足、報告漏れにより発生しました。

3 対応

今後、正しい評価額を基に課税額を算定し次第、対象となった納税義務者の皆さんに、今回の経緯を記載したお詫びの文書と、固定資産税の更正通知書を送付し、還付の手続きを進めてまいります。

4 再発防止策

部署間の連携、事務手順の方法を改めて整理し、再発防止に努めてまいります。



市制施行20周年
心ひとつに Akaiwa City

(問合せ先)

【固定資産税に関すること】

財務部 税務課 田渕

電話：086-955-0952（直通）

【都市計画に関すること】

建設事業部 建設課 福圓

電話：086-955-1485（直通）